

富山県準学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

第1 準学校法人の寄附行為を認可する場合

準学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

1 準学校法人の資産について

(1) 基本財産(私立学校法施行規則(昭和 25 年文部省令第 12 号)第2条第6項に規定する基本財産をいう。以下同じ。)について

ア 次の施設及び設備又はこれらに要する資金を有すること。

(ア) 施設

a 校地(校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等)

b 校舎

(イ) 設備

a 教具(教育上必要な機械、器具、標本、模型等)

b 校具(教育上必要な机、腰掛等)

イ 専修学校の施設及び設備は、専修学校設置基準(昭和 51 年文部省令第2号。以下「国専修学校基準」という。)に、各種学校の施設及び設備は各種学校規程(昭和 31 年文部省令第 31 号。以下「国各種学校規程」という。)に定める基準に適合するものであること。

ウ 校地は、負担付き又は借用のものでなく、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていなければならないこと。ただし、次に掲げる場合において、教育に支障がないと認められるときは、負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。

(ア) 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入金に伴う負担付きである場合

(イ) 借用する校地が、国又は地方公共団体の所有で、準学校法人設立後払下げが確実であり、かつ、その物件の価格に見合う資金が寄附される場合

(ウ) 原則として、校地のうち、専修学校にあつては国専修学校基準第 24 条の規定により算定した校舎の面積(以下「専修学校校舎基準面積」という。)、各種学校にあつては国各種学校規程第 10 条第1項の規定により算定した校舎の面積(以下「各種学校校舎基準面積」という。)相当分以上が自己所有であり、借用するその他の校地が開設年度以降 20 年以上使用できる保証のある場合

(エ) 借用する校地が、国又は地方公共団体の所有地で、20 年以上使用できる保証のある場合

エ 校地は、次に掲げる場合には自己所有とみなす。

(ア) 所有権移転登記ができない場合であっても、申請時まで仮登記され、かつ、開設年度以降確実に登記できる見込みである場合

(イ) 国又は地方公共団体の所有する土地であつて、申請時まで、寄附行為の

認可があれば開設時までに取り得る保証がある場合

(ウ) 農地転用の許可申請が受理されている場合で、申請時まで仮登記され、開設時まで正式許可がなされる見込みの土地である場合

(エ) 土地区画整理事業等法令の規定に基づくもので、申請時まで所有権の移転登記ができない土地であって、開設年度以降に登記ができる場合

オ 校舎は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次に掲げる場合において、教育に支障がないと認められるときは、負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。

(ア) 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入金に伴う負担付きである場合

(イ) 借用する校舎が、国又は地方公共団体の所有で、準学校法人設立後払下げが確実であり、かつ、その物件の価格に見合う資金が寄附される場合

(ウ) 借用する校舎が、国又は地方公共団体の所有で、20年以上使用できる保証のある場合

カ 校舎は、国又は地方公共団体の所有する建物であって、申請時まで、寄附行為の認可があれば開設時までに取り得る保証がある場合には、自己所有とみなす。

キ 設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、教育に支障のない範囲内での借用である場合は、この限りでない。

ク 校地は、開設時まで教育に支障のないよう整備されるものであること。

ケ 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該年次計画が教育に支障のないものであること。

コ 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、専修学校又は各種学校(以下「専修学校等」という。)の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

サ 施設及び設備の整備に要する経費(以下「設置経費」という。)の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。ただし、次に掲げる条件を満たす場合には、設置経費の財源に借入金を充てても差し支えないこと。

(ア) 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入金であること。

(イ) (ア)の借入金について適正かつ実行可能な償還計画があること。

(ウ) 準学校法人の負債に係る償還計画において、各年度の負債償還率(各年度における借入金等返済支出のうち短期借入金(長期借入金の短期借入金化を除く。)を除いた金額と借入金等利息支出の金額との合計額の帰属収入の金額に占める割合をいう。以下同じ。)が20%以下であること。

シ 入学を条件とする寄附金、当該施設の建設等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算

入しないものとする。

ス 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附者が株式会社等の法人の場合は寄附申込書、役員会の決議録その他の資料により、寄附者が個人の場合は寄附申込書、寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実が確認し得る場合に限り当該寄附金を当該財源に算入するものとし、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等については当該財源に算入しないものとする。

なお、学校法人(準学校法人を含む。以下同じ。)からの寄附については、当該学校法人の財務状況が広く開示されていること。

セ 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、議会の議決等により、当該寄附の事実が確認し得る場合に限り、既に収納されている寄附金とみなして差し支えないものとする。

ソ 設置経費の財源に学校法人の寄附によるものが予定されている場合は、次のいずれにも該当する場合に限り、既に収納されている寄附金とみなしても差し支えないものとする。

(ア) 当該学校法人の理事会において議決がなされているものであること。

(イ) 財務状況から寄附能力があると認められるものであること。

(ウ) 申請時以降に寄附を行うことに合理的理由があり、かつ、申請時に寄附ができない理由が明確でやむを得ないと認められるものであること。

(エ) 認可時までには収納されるものであること。

タ 設置経費の財源の保有形態については、現金預金のほか、国債等の有価証券で額面金額が保証されている場合は、当該額面金額を上限として認めるものとする。ただし、申請年度に支払を要する設置経費に相当する額は、申請時において現金預金で収納されていなければならない。

なお、有価証券で保有する財源については、設置経費の支払時期が開設年度以降であり、支払時期が到来するまでに現金化できるものに限ることとする。

(2) 運用財産(私立学校法施行規則第2条第6項に規定する運用財産をいう。以下同じ。)について

ア 運用財産は、専修学校等の種類及び規模に応じた毎年度の経常的な支出に対し、授業料、入学金等の経常的な収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。

イ 専修学校等の経常経費は、当該専修学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

ウ 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、専修学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。この場合においては、(1)のシからタまでを準用すること。

エ 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、原則として、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものと

し、借入金を充てるものでないこと。

オ 校地及び校舎が借用の場合には、ウにかかわらず、原則として、申請時において開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の財源を保有していること。

2 準学校法人が設置する専修学校等について

専修学校等は、次の基準を満たしていること。

(1) 修業年限について

ア 各課程(当該専修学校等の臨時的又は付随的な課程を除く。)につき、それぞれ1年以上であること。

イ 一定の時期に就学し、修了することとなっており、かつ、学則で定められていること。

(2) 授業時数(各種学校の授業時数に限る。以下同じ。)について

ア 各課程(当該各種学校の臨時的又は付随的な課程を除く。)につき、それぞれ1年当たり680時間以上であること。

イ 学則で定める教育の内容に従って組織的系統的に計画されている授業時数が1年当たり680時間以上であること。

(3) 生徒定数(学則で定める収容定員のうち第1の2の(1)及び(2)の要件に該当する各課程において同時に収容する生徒の収容定員の合計をいう。以下同じ。)は80人以上とし、当該生徒定数を充足できる確実な見込みがあること。

(4) 生徒定数に応じ、相当数の専任教員(もっぱら当該学校に勤務して教育に従事する者(助手及びこれに類する者を除く。)をいう。以下同じ。)を有すること。

なお、各種学校の専任教員の数は、特別の場合(例えば、国語、数学等おおむね講義による科目を主として教授する課程である場合)を除き、おおむね生徒定数40人につき1人以上であること。ただし、昼夜の課程を置く場合は、これらの課程の間における兼務は差し支えない。

(5) 専修学校等の経営が営利企業的でないこと。この場合において、「営利企業的でない」とは、公益法人として適正な経理及び運営が行われ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 準学校法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の費用の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、生徒諸費(支給教材費及びこれに関連する費用、支給奨学金及びこれに類する費用、生徒の保健費及び福利厚生費並びに生徒の娯楽運動に要する費用をいう。)並びに教育用備品費(図書費、教具費及び校具費をいう。)の総額のおおむね1.5倍に相当する額の範囲内であること。

イ 準学校法人の財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、それらの者並びに当該者の配偶者及び3親等内の親族(以下「特

定の者及びその関係者」という。)が当該準学校法人から受ける給与(本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。以下同じ。)その他の金品の合計額は、当該準学校法人が教職員その他の者(校務を担当する常勤の役員を含む。)に対して支給する給与及び報酬の総額のおおむね2割(その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額額の3倍(特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍)に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。)の範囲内であること。

ウ 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位に係る報酬(給与に準ずるものに限る。)を受けないこと。

エ 専修学校等の施設には、教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設(財産の寄附者並びにその配偶者及び3親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等)が含まれていないこと。

3 役員等について

- (1) 理事及び監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、準学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法(昭和24年法律第270号)及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。
- (2) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 役員構成については、教学側の意向が適切に反映されるよう配慮されなければならないこと。
- (5) 理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (6) 準学校法人の事務を処理するため、その設置する専修学校等の規模に応じた職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
- (7) 規程の整備を含め、専修学校等を設置する準学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第2 準学校法人が専修学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合
準学校法人が専修学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

1 準学校法人の資産について

(1) 基本財産について

ア 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、

資産売却収入その他準学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していること。ただし、第1の1の(1)のサの(ア)から(ウ)までの条件を満たす場合には、設置経費の財源に借入金を充てても差し支えないこと。

イ その他設置経費の財源については、第1の1の(1)のシからタまでを準用すること。

ウ 設置経費の財源に退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等の設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

エ 基本財産に係るその他の事項については、第1の1の(1)(サからタまでを除く。)を準用すること。ただし、既設の学校から転共用する校舎及び機械、器具等がある場合には、次のとおりとする。

(ア) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費については、既設の学校からの転共用に係る校舎及び機械、器具等の帳簿価額等からみて相当と認められる範囲内で経費が計上されなくても差し支えないものとする。

(イ) 既設の学校から転共用する校舎については、次のいずれにも該当する場合に限り、借入金によって整備がなされ、償還中であっても差し支えないものとする。

a 専修学校校舎基準面積又は各種学校校舎基準面積に算入されない校舎であること。

b 借入金によって整備された校舎の当初の整備目的が当該申請を前提としたものでないことが明らかであり、かつ、申請日の2年前までに整備されていること。

c 借入金に対する適正な償還計画が策定され、当該校舎に係る借入金額が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められる範囲内であり、かつ、帳簿価額が借入金額を上回っていること。

(2) 運用財産について

ア 申請時において、専修学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金、資産売却収入その他準学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していること。この場合には、第1の1の(1)のシからタまでを準用すること。

イ その他運用財産については、第1の1の(2)(ウを除く。)を準用すること。

2 役員等について

役員等については、第1の3を準用すること。

3 既設の専修学校等について

(1) 従来設置している専修学校等(以下「既設の専修学校等」という。)の施設及び設

備が、原則として、第1の1の(1)のイに規定する基準及び第1の2に定める基準に適合していること。

- (2) 既設の専修学校等の在籍生徒数が原則として収容定員の1.5倍未満であること。
- (3) 既設の専修学校等の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。
- (4) 既設の専修学校等のうち完成年度を超えていないものがある場合は、当該未完成の専修学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。
- (5) 既設の専修学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていることとし、次のとおり取り扱うこととする。

ア 準学校法人の資産状況について、負債率(総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合をいう。以下同じ。)が原則として3分の1以下であり、かつ、既設の専修学校等のための負債に係る償還計画において、申請の日の属する年度の前々年度から完成年度までの各年度の負債償還率が原則として20%以下であること。

イ 負債率が3分の1を超える場合の校地再評価については、原則として不動産鑑定士の評価によるものとする。ただし、路線価等による校地の再評価の場合は、価格の計算方法及び計算根拠について明確であること。

ウ 余裕金等による借入金の繰上償還により負債償還率が20%を超える場合は、その元本分を除いた金額による割合が20%を超えなければ差し支えないこと。

- (6) 専修学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

なお、既設の専修学校等の管理運営の状況については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 法令の規定、当該規定による処分又は寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適正な実施

イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私立学校振興・共済事業団及び一般社団法人富山県専修学校各種学校連合会からの借入金の償還(利息及び延滞金の支払を含む。)又は公租公課(日本私立学校振興・共済事業団が徴収する掛金を含む。)の納付の状況

第3 準学校法人が専修学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

準学校法人が専修学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、当該課程の設置が専修学校の教育条件の向上又は準学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、当該課程の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が準学校法人の運営上支障とならないものと認められるときは、施設及び設備等に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

1 施設及び設備等について

施設及び設備、役員等並びに既設校等については、第2の1の(1)、2及び3を準用すること。

2 運用財産について

運用財産については、第1の1の(2)のア、イ及びエを準用すること。

第4 設置者の変更に係る準学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する場合

設置者の変更に係る準学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、原則として次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、専修学校等の組織又は施設及び設備等の同一性を保持しつつ行われるものであることから、設置者の変更後の財務状況等を勘案し、負債償還率等に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

1 設置者の変更により専修学校等の設置者となる準学校法人の寄附行為の認可について

第1の1の(1)のアからキまで、コからタまで並びに(2)のア、イ及びエを準用すること。

2 設置者の変更により専修学校等の設置者となる準学校法人の寄附行為の変更の認可について

第2の1及び2において準用する第1(1)の(1)のアからキまで及びコ並びに(2)のア、イ及びエに限る。)並びに第2の1の(1)のアからウまで及びエのただし書並びに3を準用すること。

3 設置者の変更により専修学校等の設置者でなくなる準学校法人の寄附行為の変更の認可について

第2の2及び3の(1)を準用すること。

第5 その他

専修学校等の設置に係る寄附行為及び寄附行為の変更の認可後は、当該認可時の計画が確実に履行されているかを確認し、併せて準学校法人の経営の実態並びに施設及び設備等の整備の進捗状況を把握するため、原則として当該専修学校等が完成年度に達するまでの間、書類、実地等による調査を毎年度実施すること。

附 則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成27年10月30日から施行する。